



発行 東京都

目次

公 告

- 特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧……………
……………(港湾局離島港湾部管理課)……………
- 特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧(二件)
……………(同)……………

公 告

特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧について

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十
七条第四項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の案
を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある
者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して意見
書を提出することができる。

平成二十九年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画案(三浦地区)

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十七日から二十日間

三 縦覧場所

東京都大島支庁神津島出張所

神津島村千二百四番地

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九
階北側

階北側

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧につ
いて

いて

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十
七条第十一項において準用する同条第四項の規定により、
特定漁港漁場整備事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更の案に意見が
ある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して
意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更案(阿古地区)

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十七日から二十日間

三 縦覧場所

東京都三宅支庁土木港湾課

三宅村伊豆六百四十二番地

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九
階北側

階北側

特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧につ
いて

いて

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十
七条第十一項において準用する同条第四項の規定により、
特定漁港漁場整備事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供
する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更の案に意見が
ある者は、縦覧期間満了の日までに、東京都知事に対して
意見書を提出することができる。

平成二十九年七月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業計画変更案(神湊(東京)地
区)

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十七日から二十日間

三 縦覧場所

東京都八丈支庁港湾課

八丈町大賀郷二千四百六十六番地二

四 意見書の提出先

東京都港湾局離島港湾部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎九
階北側

階北側

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001